

## ◆成年後見制度の区分

区分	法定後見制度(判断能力に応じて区分されています)			任意後見制度
	後見	保佐	補助	
対象者 (支援される人)	常に本人に代わって他の人が判断する必要がある。本人に判断を期待しても難しい。  (例) 重度の知的障害・精神障害・認知症がある	日常生活は何とか判断できるが、全体的な金銭管理や契約は難しい。  (例) 日常の買い物程度はできるが、大きな財産を購入したり契約することは難しい	ある程度は自分でできるが、不安がある。本人の利益のために他人の援助が必要。  (例) 日常の買い物程度は一人で問題なくできるが、契約などの行為については支援者がいた方が良いと思われる	将来の判断能力の低下に備えたい人
家庭裁判所へ申立てができる人	本人、配偶者、四親等内の親族(※1)、市町長(※2)など			本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者(※3)
本人を援助する人	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
支援内容	代理、同意、取り消しできる行為や範囲はそれぞれの区分ごとに異なります。			契約で定めた事務について代理

(※1) 四親等内の親族とは、次のような方です。

●父母、祖父母、子、孫、ひ孫 ●兄弟姉妹、おい、めい ●おじ、おば、いとこ ●配偶者の父母・子・兄弟姉妹など

(※2) 市町長が申立てできるのは、四親等内の親族がないなどの理由により、申立てをする人がいない場合です。

(※3) 将来、任意後見になる手続きを公証人役場で済ませている人のことです。

## ◆成年後見制度についてのお問い合わせ先

### ●成年後見の申立てを行うための手続き、必要書類、費用等について

長崎家庭裁判所 〒850-0033 長崎市万才町6-25  
※受付時間 9:00~17:00(土日祝日休み) TEL.095-804-4150

### ●法的なトラブルを解決するための総合案内

法テラス長崎(日本司法支援センター長崎地方事務所) 〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F  
※受付時間 9:00~17:00(土日祝日休み) TEL.050-3383-5515

### ●成年後見に関する相談や申立て支援

長崎県弁護士会 〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル4F  
※受付時間 10:00~16:00(土日祝日休み) TEL.095-824-3903

長崎県司法書士会 〒850-0032 長崎市興善町4-1 興善ビル8F  
※受付時間 9:00~17:00(土日祝日休み) TEL.095-823-4777

### ●あなたがお住まいの地区的相談窓口

市町行政の高齢・障害者担当窓口	TEL. - - -
市町地域包括支援センター	TEL. - - -
公証人役場	TEL. - - -

 一般社団法人 長崎県社会福祉士会

〒852-8104 長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター県棟5階  
TEL・FAX 095-848-6012 ホームページ <http://csw-nagasaki.jp>

ご存知ですか?

# 成年後見制度

安心な暮らしをあなたと共に

年老いたり、障害があることで

自分一人では物事を判断することができなくなったら…

そんな時でも安心して暮らすことができるよう、

家庭裁判所から選ばれた後見人等が、

あなたを法律面や生活面で支援する制度です。



長崎県  
一般社団法人 長崎県社会福祉士会

# こんな時は! 成年後見制度を利用しましょう



## 自分で財産管理ができない Aさん

年をとって物忘れがひどくなってきた。子どももいないし、自分の財産管理を頼める人がいなくて困っている。

預貯金や年金、不動産など財産の管理を行います。

## 悪徳商法の被害が心配な Cさん

認知症の母が必要のない物を買ったり、悪徳商法にだまされないか心配。

ご本人が内容がわからないまま契約しても、後見人として契約を取り消すことができます。  
(法定後見の場合)

## ◆後見人等が行う主な仕事

### 【生活面の配慮】

- 介護保険等、福祉サービスの利用契約や解除
- 契約したサービス内容の確認及び異議申し立て
- 施設入所及び病院への入退院手続きなど
- 住民票登録手続き

## 身寄りのない Bさん

介護保険や障害者の施設に入所するのに、契約が必要といわれるけど、一人ではできない。  
その後の支払いもどうしていいかわからない。

施設に入所するための契約をしたり、ご本人の財産から利用料をお支払いしたりします。

## 将来子どものことが心配な Dさん

親である自分が高齢になるにつれ、知的障害(精神障害)がある子どもの将来のことが気になります。

将来に備えて知的障害(精神障害)がある子どもの財産管理や生活面の支援を行います。

## ◆成年後見制度の手続きについて

### 【法定後見】

判断能力が十分でない方が、財産の管理や福祉サービスなどの契約をする必要がある。

自分でするには不安がある。  
自分でできない。

後見／保佐／補助の開始の申立て

※支援される本人の住所を管轄する家庭裁判所に申し立てます

家庭裁判所	
●調査や面接等があります。※本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。	
成年後見人等が選ばれます	任意後見監督人が選ばれます

### 後見等開始

成年後見人等、任意後見人、任意後見監督人は家庭裁判所の監督を受けます。

## ◆成年後見申立ての費用

(平成27年8月現在)

- 申立手数料…1件につき800円の収入印紙
- 登記手数料…(法定後見) 2,600円の収入印紙 (任意後見) 1,400円の収入印紙
- 申立書診断書(成年後見用)…費用は医療機関にご確認ください。
- 郵便切手…3,000円程度
- 本人の戸籍謄本や住民票など…それぞれに手数料がかかります。
- 鑑定費用…50,000円程度

## ◆成年後見人等への報酬

- 本人の財産に応じて家庭裁判所が決定します。

